

日立市スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動を奨励するとともに、スポーツに対する意識の高揚を図るため、スポーツ全国大会等（以下「大会」という。）に出場する選手等に対し、当該出場に係る経費の一部を予算の範囲内で助成することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象大会)

第2条 助成金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、予選会、選考会等の選抜手続を経ない自由参加の大会又は実業団関係の大会は除く。

(1) 全国大会で、次に掲げるいずれかのもの

ア 国、公益財団法人日本体育協会（専門部も含む。以下「日体協」という。）が主催又は共催する大会（公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会又は学校教育活動の一環として開催される大会は除く。）

イ 日体協又は日体協の加盟団体が出場を推薦する大会

(2) 国際大会で、次に掲げるいずれかのもの

ア オリンピック大会、パラリンピック大会、アジア大会及び世界選手権大会並びにこれらの大会のジュニア大会

イ 日体協又は日体協の加盟団体が出場を推薦する大会

2 前項に規定する大会のうち、実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場する場合は、助成金の交付対象大会とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めた大会を助成金の交付対象大会とすることができる。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、前条に規定する大会に出場するアマチュアスポーツ選手、監督、コーチ又は引率責任者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤又は通学する者

(3) 市内に所在し、又は活動拠点を有するスポーツ団体等に所属する者

2 助成金の交付対象となる監督、コーチ又は引率責任者の人員は、それぞれ1人とし、2人以内とする。ただし、個人で出場する場合は、1人以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めた者を助成金の交付対象者とすることができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる額とする。

区 分		1人当たりの 金額(円)
国内	茨城県内	2,000
	隣接都県(東京都、福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県)	3,000
	準隣接県(宮城県、山形県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県及び山梨県)	5,000
	上記以外の道府県	10,000
国外		50,000

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(スポーツ団体等にあつては、代表者)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の実施要項等
- (2) 出場する選手等の氏名、住所等を記載した名簿又は参加申込書の写し
- (3) 大会の予選結果又は推薦書
- (4) その他市長が特に必要とする書類

(実績報告)

第6条 助成金の交付の決定を受けた者は、大会が終了した場合は、速やかに補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出場した選手の成績
- (2) 出場した選手の氏名、住所等を記載した名簿
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が特に必要とする書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。